

函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 配偶者等からの暴力を受けた者（以下「被害者」という。）の適切な保護が行われるよう、関係機関の連携・協力を図るため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号。）第9条の規定および配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（平成25年12月26日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）第2の9に基づき、函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(活動)

第2条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 配偶者等からの暴力に係る情報交換、研究、研修
- (2) 配偶者等からの暴力の防止啓発や相談窓口等の周知
- (3) 被害者および支援を要する者（以下「被害者等」という。）に対する支援の内容に関する協議
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置き、函館市子ども未来部長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は函館市子ども未来部子育て支援課に置く。

- 2 事務局長には、函館市子ども未来部子育て支援課長をもって充てる。

(会議)

第5条 協議会に、代表者会議、実務者会議および個別ケース検討会議を置く。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、配偶者等からの暴力全般についての情報交換、協議会の活動方針、関係機関の連携のあり方および役割分担等について協議する。

2 代表者会議は、関係機関の代表者または代表者の指名する者をもって構成する。

3 代表者会議は、会長が招集し、主宰する。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、配偶者等からの暴力についての実態把握および啓発活動、被害者等の支援についての情報交換等を協議する。

2 実務者会議は、関係機関に属する被害者等の支援活動の実務を担当する者をもって構成する。

3 実務者会議は、事務局長が招集し、主宰する。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、個別の被害者等について、関係機関に対し、相談または通告のあった事案に関する具体的な情報交換および支援方法等について協議する。

2 個別ケース検討会議は、前項の事案ごとに、当該被害者等に現に関与している、または、今後関与する可能性がある関係機関に属する者をもって構成する。

3 個別ケース検討会議は、事務局長が招集し、事務局長が指名する者が主宰する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月3日から施行する。

別表

函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会 構成機関

【国の機関】

機 関 名
函館地方検察庁
函館地方法務局 人権擁護課
函館保護観察所
函館少年鑑別所

【その他の団体】

機 関 名
公益社団法人 函館市医師会
一般社団法人 函館歯科医師会
函館弁護士会
社会福祉法人 函館市民生事業協会
特定非営利活動法人 ウィメンズネット函館
CAP・みなみ北海道
函館YWCA・CAPグループ
函館家庭生活カウンセラーグループ
函館人権擁護委員連合会
日本司法支援センター 函館地方事務所
道南ジェンダー研究ネットワーク
社会福祉法人 函館厚生病院くるみ学園
社会福祉法人 函館国際子育てセンター
社会福祉法人 函館聖パウロ会 さゆり園
青少年自立援助ホーム ふくろうの家
函館市幼稚園協会
道南地区 私立幼稚園連合会
函館保育協会
函館市小学校長会
函館市中学校長会
函館市PTA連合会
北海道高等学校長協会 道南支部
南北海道教育臨床研究会
函館市地域活動連絡協議会
函館市女性保護の会
その他 会長が指名する団体

【函館市】

機 関 名
市民部 市民・男女共同参画課
市民部 国保年金課
市民部 戸籍住民課
福祉事務所 高齢福祉課
福祉事務所 障がい保健福祉課
福祉事務所 生活支援第1課
福祉事務所 湯川福祉課
福祉事務所 亀田福祉課
都市建設部 住宅課
教育委員会 学校教育部 学務課
教育委員会 学校教育部 教育指導課
教育委員会 学校教育部 南北海道教育センター
病院局 管理部 庶務課
子ども未来部 子ども企画課
子ども未来部 次世代育成課
子ども未来部 母子保健課
子ども未来部 子育て支援課